

令和元年7月30日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ノートパソコン用ACアダプター（「ノートパソコン」として公表）、空気清浄機、エアコンに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
（うちガス栓（都市ガス用）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故 3件
（うちノートパソコン1件、空気清浄機1件、エアコン1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 7件
（うち照明器具（卓上型）1件、電気掃除機（充電式、モップ型）1件、電気掃除機（充電式、スティック型）2件、エアコン（窓用）1件、自転車1件、パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1)株式会社東芝（現 Dynabook株式会社）が輸入したノートパソコン用ACアダプター（「ノートパソコン」として公表）について（管理番号：A201900301）

①事故事象について

株式会社東芝（現 Dynabook株式会社（法人番号：8010601034867））が輸入したノートパソコンを溶融する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償部品交換）について

同社は、当該製品のACアダプターを含む対象製品（下記③）について、当該製品に付属の一部のACアダプターについて、製造上の不具合により、DCプラグ部の絶縁性能が低下し、異常発熱して発火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2018年（平成30年）6月22日にウェブサイトへ情報掲載を行うとともに、同月25日に新聞社告を行い、対象ACアダプターをお持ちの方に対し、無償部品交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A201900301）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：ACアダプター部品番号、製造期間、対象台数

ACアダプター部品番号	製造期間	対象台数
G71C0009S210	2011年2月、3月、6月	70,742
G71C0009T110	2009年12月、 2010年3月～7月	327,256
G71C0009T210	2011年1月～4月	114,179
G71C0009T116	2011年7月	4,855
合 計		517,032

2018年（平成30年）6月22日からリコール（無償部品交換）を実施

回収率：14.2%（2019年6月30日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201900301）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです（「ノートパソコン」又は「デスクトップパソコン」として公表しています。）。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	1	火災	2014年度	0	—
2018年度	8	火災	2013年度	0	—
2017年度	4	火災	2012年度	0	—
2016年度	4	火災	2011年度	0	—
2015年度	1	火災	2010年度	0	—

<ACアダプターの外観及び確認方法>

ACアダプターに貼付のシールに部品番号が記載されていますので、以下を参考に御確認ください。

G71C0009S210



G71C0009T110



G71C0009T210



G71C0009T116



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、直ちにパソコン本体及びコンセントからACアダプターを外して使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

Dynabook株式会社「dynabook ACアダプター交換窓口」

電話番号：0120(008)772

受付時間：9時～19時（土・日・祝日・事業者指定の休業日を除く。）

ウェブサイト：http://dynabook.com/assistpc/info/2018/201806_aca.htm

(2) ダイキン工業株式会社が輸入した空気清浄機について（管理番号：A201900305）

① 事故事象について

ダイキン工業株式会社が輸入した空気清浄機を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

② 当該製品のリコール（製品回収・返金）について

同社は、当該製品を含む対象機種（下記③）について、当該製品の除湿エレメント（空気中の水分を吸着させる部品）に付着した空気中の異物が除湿用のヒーターで過熱されて発熱し、その熱の影響で加湿エレメントに着火する可能性があることから、事故の再発防止を図るため、2012年（平成24年）2月3日にプレスリリース及びウェブサイト上に情報を掲載し、翌4日に新聞社告を行うとともに、販売ルートへのダイレクトメールの発送、販売店リストによる電話連絡により注意喚起を行い、対象製品について製品回収及び返金を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A201900305）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③ 対象製品等：製品名、機種、製造期間、対象台数

製品名	機種	製造期間	対象台数
除・加湿空気清浄機 (商品名：クリアフォース)	ACZ65J-W、ACZ65K-W、ACZ65L-W、 MCZ659-W、MCZ65J-W、MCZ65JE5-W、 MCZ65JJ6-W、MCZ65JKS-W、MCZ65K-W、 MCZ65KE6-W、MCZ65KKS-W、MCZ65L-W、 MCZ65LE7-W、MCZ65LKS-W (14機種)	2007年9月 ～ 2011年8月	174,061

2012年（平成24年）2月3日からリコール（製品回収・返金）を実施
回収率：86.3%（2019年6月30日時点）

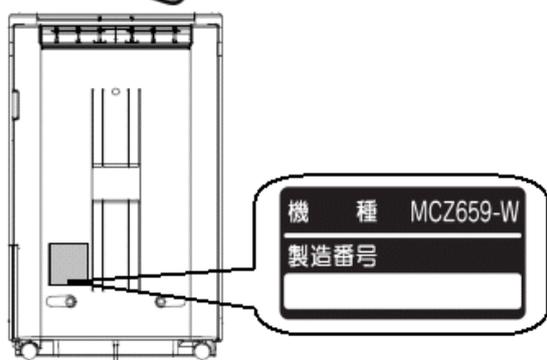
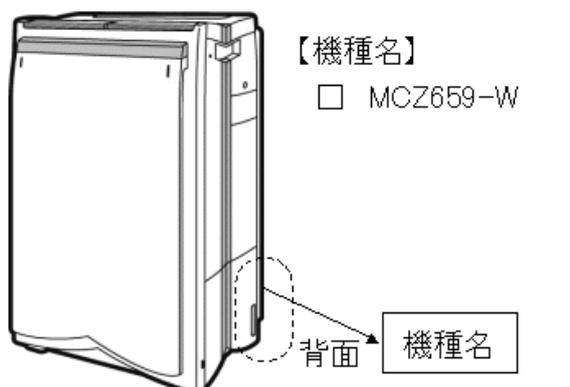
<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201900305）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

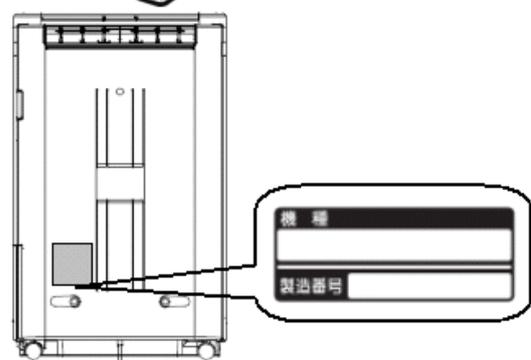
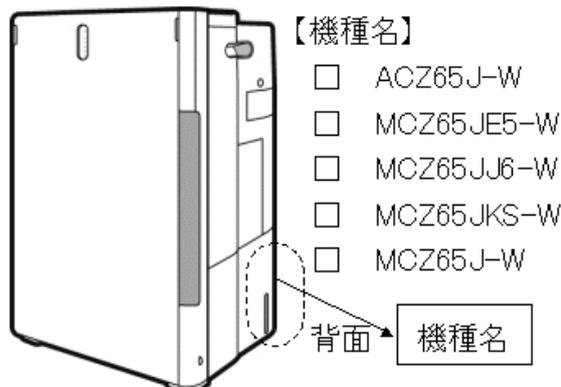
年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	0	—	2014年度	0	—
2018年度	0	—	2013年度	1	火災
2017年度	0	—	2012年度	1	火災
2016年度	0	—	2011年度	0	—
2015年度	1	火災	2010年度	0	—

<対象製品の確認方法>

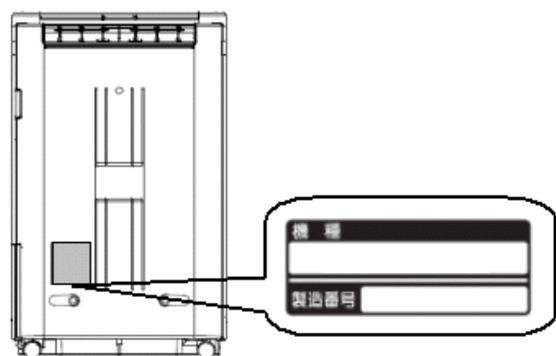
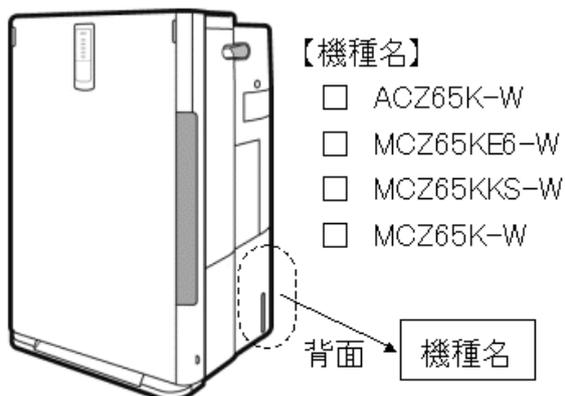
機種名は製品背面に表示があります。機種によって、外観形状が異なっていますので、機種名を御確認ください。



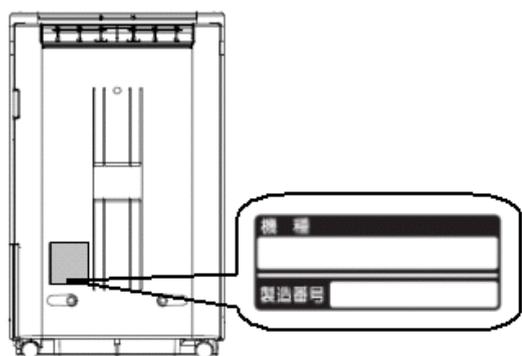
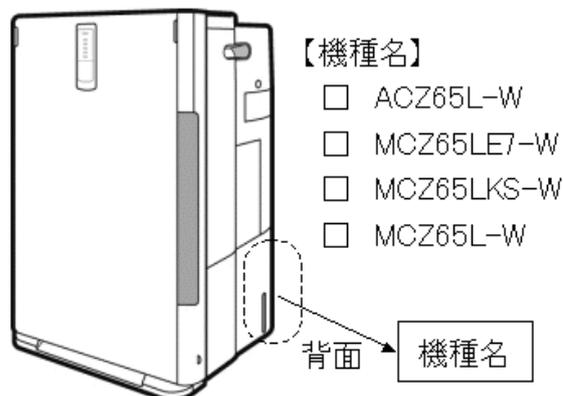
【2007年発売】
 製造期間(2007年9月~2008年4月)



【2008年発売】
 製造期間(2008年9月~2009年2月)



【2009年発売】
 製造期間(2009年8月~2010年8月)



【2010年発売】
 製造期間(2010年9月~2011年8月)

④利用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う製品回収・返金を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ダイキン工業株式会社

電話番号：0120 (330) 696

受付時間：24時間受付（平日・土・日・祝日を含む。）

ウェブサイト：<http://www.daikin.co.jp/taisetsu/2012/120203/index.html>

(3)三菱重工業株式会社（現 三菱重工サーマルシステムズ株式会社）が輸入したエアコンについて（管理番号：A201900307）

①事象について

三菱重工業株式会社（現 三菱重工サーマルシステムズ株式会社（法人番号：4010401123213））が輸入したエアコンを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償点検・改修）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、当該製品の一部で、特定条件に当てはまる場合、室内送風用ファンモーターのリード線接続部から発火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2018年（平成30年）1月11日にウェブサイトへ情報掲載（2018年5月30日改訂）を行うとともに、同月13日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A201900307）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、形式、対象台数

○製品名：エアコン

エアコンの一部の機種のうち、1999年10月から2007年までに輸入されたもの。

○形式：事業者ウェブサイトにて御確認ください。

<http://www.mhi-mth.co.jp/information/pdf/180115.pdf>

○対象台数：約93万台

【リコール実施状況】

2018年（平成30年）1月11日からリコール（無償点検・改修）を実施

改修率：7.7%（2019年6月30日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

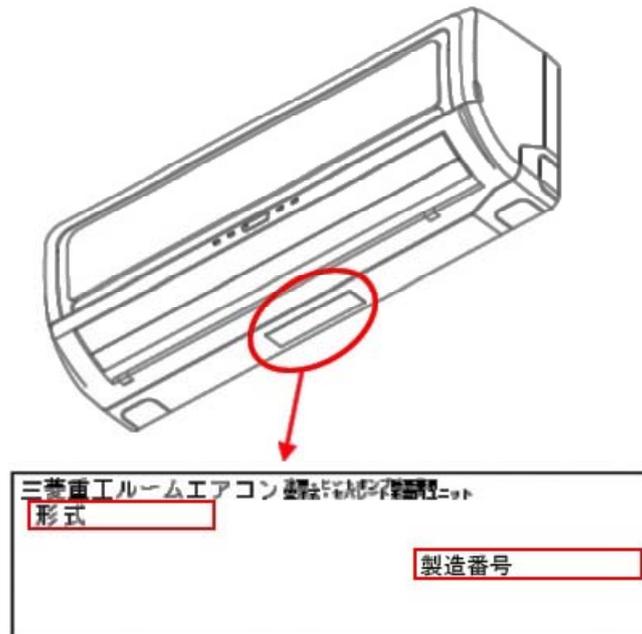
当該事故（管理番号：A201900307）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	1	火災	2014年度	1	火災
2018年度	3	火災	2013年度	0	—
2017年度	1	火災	2012年度	0	—
2016年度	4	火災	2011年度	0	—
2015年度	1	火災	2010年度	0	—

<対象製品の確認方法>

対象製品の「形式」及び「製造番号」は、本体下部に貼付されている銘板を御確認ください。また、対象製品であるかどうか、事業者ウェブサイトにて御確認いただくか、下記問合せ先まで御連絡ください。

ウェブサイト：http://www.mhi-mth.co.jp/information/180115_001.html



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

三菱重工冷熱株式会社（国内総販売店） 点検受付専用窓口

電話番号：0120（224）570

受付時間：9時～18時（月～金）

9時～17時（土・日・祝日）

ウェブサイト：http://www.mhi-mth.co.jp/information/180115_001.html

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：鈴木、柳川、牧野

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、田代

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900300	令和元年7月5日	令和元年7月25日	ガス栓(都市ガス用)	FV612Y	株式会社藤井合金製作所	火災	当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	令和元年7月8日に経済産業省産業保安グループにて公表済 令和元年7月19日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900301	令和元年7月17日	令和元年7月25日	ノートパソコン	dynabook T350/56B	株式会社東芝(現 DYNABOOK株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品を溶融する火災が発生した。現在、原因を調査中。	千葉県	令和元年7月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成30年6月22日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率14.2%
A201900305	令和元年7月17日	令和元年7月26日	空気清浄機	MCZ65J-W	ダイキン工業株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	平成24年2月3日からリコールを実施(特記事項参照) 回収率: 86.3%
A201900307	令和元年7月20日	令和元年7月26日	エアコン	SRK22ZI-W	三菱重工業株式会社 (現 三菱重工サーマルシステムズ株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	製造から10年以上経過した製品 平成30年1月11日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 7.7%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900299	令和元年6月24日	令和元年7月25日	照明器具(卓上型)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年7月19日
A201900302	令和元年7月10日	令和元年7月25日	電気掃除機(充電式、モップ型)	火災	事務所で当該製品を充電中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A201900303	令和元年7月19日	令和元年7月25日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	三重県	
A201900304	令和元年6月29日	令和元年7月26日	エアコン(窓用)	火災	倉庫で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	製造から10年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年7月24日
A201900306	平成30年7月10日	令和元年7月26日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ガードレールに衝突し、左足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年7月16日
A201900308	平成31年3月18日	令和元年7月26日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	当該製品の内部部品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福井県	令和元年7月11日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年7月18日
A201900309	令和元年7月18日	令和元年7月26日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	三重県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし